

このたびの熊本県を中心とする地震で犠牲になられた方々のご遺族の皆さまに深く哀悼の意を捧げるとともに、すべての被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。いまでも余震が続くなか、不安を抱えて11万人を超える方々が避難所に身を寄せておられます。被災した方々に救援の手が一刻も早く届くことを願い、地震で助かった命を守るためにも関西学院大学災害復興制度研究所から応急対応期の情報を提供します。今後、復旧・復興・被災者支援に向けて発信を続けていきます。

災害復興制度研究所所長 長岡徹

#### ◎安否確認の情報提供

災害時にとくに支援が必要となる人（要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）を「災害時要配慮者」と定めていますが、避難については、要配慮者のうち避難時にサポートの必要な人を「避難行動要支援者」として名簿の作成が自治体に義務付けられています。この名簿は、平時は本人の同意などがないと第三者に公開されませんが、災害発生時には自治会などにも「本人の同意にかかわらず」提供できることになっています。その規定を使って、市町村職員は名簿を自治会などに提供して、安否確認を進めてください。

#### ◎避難所の運営に関して

余震が続いているため自宅に帰れない人が多く、長期避難を余儀なくされることも考えられます。女性が着替えたり、赤ちゃんに授乳したりできる部屋を確保し、プライバシーへの配慮が必要です。災害救助法で避難所の設備としてパーテーション（間仕切り）や更衣室も国庫補助の対象になっています。被災した方々の要望を細かく汲み取ることが重要です。

避難所の混雑を避けるために、マイカーで避難生活を送っている方も少なくありません。水分不足で狭い車中で長時間同じ姿勢をしていると、血管が詰まる肺塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こす恐れもあります。2～3時間に一度は歩くようにして、のどが渇く前に水分をとるようにしてください。

#### ◎福祉避難所の開設

阪神・淡路大震災では、高齢の方々が体育館などの長引く避難生活で体調を崩して「災害関連死」が相次ぎました。その教訓から関連死を防ぐ手立てとして福祉避難所が災害救助法に位置づけられました。あらかじめ市町村と協定を結んでいる老人福祉施設や障がい者福祉施設などに福祉避難所が設置されます。避難所の一部に福祉避難所を開設することもできますが、専門の介護員らが不足していることが予想され、応援に駆けつけてくる保健師らの手助けが必要です。

#### ◎借り上げ避難所の活用

避難所として旅館やホテルなどを借り上げることができます。災害救助法の補助対象に自動的になるわけではありませんが、内閣府防災との調整によって可能です。避難所に旅館を借り上げた具体例として、新潟県中越地震や東日本大震災では、借り上げ費用として1人1日当たり5000円が特別基準の参考として示されました。しかし、原則は「地域の実情に応じた相当な経費」であり、実際のホテル代などを踏まえて引き上げが可能です。災害関連死を防ぐ観点からも、市町村の担当者は積極的に借り上げ避難所を活用するようにしてください。

#### ◎漂流避難者を生まないために

被災した人たちは今後、避難所から居住場所を何度も変えることが予想され、県外避難の被災者も増えてきます。行政の支援の網から漏れる人を出さないためにも、市町村にとっては「被災者台帳」の作成が重要になります。災害対策基本法改正で規定が設けられ、被災者台帳には被災した方の名前や居所、被害状況、援護の実施状況などをきめ細かく記載することになります。その作成は市町村にとって努力義務ですが、被災者にとって税制上の支援などを受けるためにぜひとも必要です。県外に避難した場合、避難先の自治体が活用することもできるため、継続した支援が可能になります。

#### ◎応急危険度判定と罹災証明書の発行

自宅に戻ってみると、応急危険度判定で赤色、黄色、緑色のステッカーが張られていることがあります。建築士らが中心となって余震で倒壊などの恐れがあるのかを外観から判断し、赤色の「危険」、黄色の「要注意」、緑色の「調査済み」のステッカーを張っていきます。これは被災直後、その建物に立ち入ると危険かどうか、あくまでも危険の度合いを示すものであって、建物被害を認定するものではありません。

家屋の被害認定は市町村によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」に区分され、その結果を記載した「罹災証明書」が発行されます。赤色のステッカーでも「半壊」、逆に黄色でも「全壊」といったケースがあるので、気をつけてください。そうした認定に基づき、被災者生活再建支援法による支援金が支給されます。罹災証明書は被災者にとって生活を立て直すためにとても重要です。

#### ◎ボランティア活動を考えている皆さんへ

大きな余震が続いているなか、ボランティア団体や災害救援NPOなどのメンバーが相次いで被災地に入っています。災害ボランティアとして現地で活動するには情報収集が大切です。個人で参加する場合も団体で参加する場合も、すでに被災地入りしているNPOなどからしっかり情報収集をしてください。

被災地には災害ボランティアセンターが設置されることになっています。事前に自分の

住んでいる地域の社会福祉協議会でボランティア保険に加入することが望ましいでしょう。

災害現場では何が起きるかわかりません。災害に巻き込まれて怪我をしないように、危険な場所にはむやみに立ち入ることは避けましょう。被災地でボランティア活動をしていると、どうしても無理をしがちになります。休息を十分にとることが必要です。

災害現場に行くと、さまざまな状況が目に入ってきます。事前に聞いていた情報とは違う状況になっていることもよくあります。しっかりと情報収集をすることは重要ですが、現地では思い込みにとらわれず、状況にあわせて考えて柔軟に対応することも大切です。

被災者と話をする機会もあります。家族を亡くしたり、家を失ったりしている方々の心情を察し、被災の状況などを詳しく聴き出すことは禁物です。被災者の方から被害時の状況を話しても相槌をうつくらいにして、こちらから聴き出すことはしないようにしましょう。

そして、災害ボランティアにとって最も求められていることは、被災者自身が主体となって行動することを、そっとお手伝いするという心構えです。被災者が主役で、ボランティアは脇役であることを忘れないようにすることが大切です。